

係船中の船舶における証書の取扱いに関する事項

改正要領

高速船規則検査要領

改正事項

係船中の船舶における証書の取扱いに関する事項

改正理由

船舶所有者が係船を行う場合、係船届け、船級証書、設備証書、国際満載喫水線証書、国際安全構造証書、国際安全設備証書及び主管庁の係船受理証明書の写しを本会に提出することが、鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.7 に規定されている。

しかしながら、高速船においてはその旨が明確に規定されていなかったことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

高速船規則検査要領に、係船の際の取扱いについては、鋼船規則検査要領の関連規定に倣うことを明記した。